



# 熊本県公報

第 1 1 9 5 6 号  
平成 22 年 11 月 2 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

○道路の区域変更	告示	(道路保全課)	1
○換地計画の決定	公告	(農村整備課)	2
○公共測量の実施		(監理課)	2
○換地計画の決定		(農村整備課)	2
○県営土地改良事業の工事完了		(農村計画・技術管理課)	3
○都市計画法による開発行為工事完了公告		(建築課)	3
○都市計画法による開発行為工事完了公告		( 〃 )	3
○都市計画法による開発行為工事完了公告		( 〃 )	3
○県有財産の売却		(管財課)	4
○土地改良区の定款変更認可		(農村計画・技術管理課)	4
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	登 載 依 頼	(人事委員会)	5
○熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則		(高校教育課)	5

## 告 示

### 熊本県告示第 9 9 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 2 年 1 1 月 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 2 年 1 1 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	3 8 9 号	天草郡苓北町都呂々字竹ノ迫 2 8 3 番 1 地先から 同所 2 8 3 番 1 地先まで	前	35.5 ～ 36.0	20.0	2 2 災 補道 (法面 保護)
			後	35.5 ～ 62.5		
主要地方道	有明倉岳 線	上天草市松島町教良木字ニカ キ 2 0 7 3 番 1 地先から 同所 2 0 7 3 番 1 地先まで	前	6.5 ～ 9.0	28.0	活力基 盤防災 (法面 保護)
			後	23.5 ～ 34.0		
		同所 1 8 2 8 番 1 地先から 同所 1 8 4 3 番 1 地先まで	前	5.0 ～ 7.0	58.0	
			後	8.5 ～ 19.0		

一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字西大平 7488番1地先から 同所 7488番1地先まで	前	10.0 ～ 17.0	61.0	単防災 (通) (法面 保護)
			後	11.5 ～ 21.5		
一般県道	大多尾新合線	天草市新和町中田字芥子木場 1345番11地先から 同所 1345番11地先まで	前	5.5 ～ 8.0	42.0	22災 補道 (法面 保護)
			後	10.0 ～ 11.0		

2 区域を変更する期日 平成22年11月2日

**公 告**

**熊本県公告第597号**

県営布田地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。  
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成22年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成22年11月4日から  
平成22年12月2日まで
- 2 縦覧の場所 西原村町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第598号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
平成22年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（補助基準点測量）	平成22年11月1日から 平成23年3月31日まで	熊本市

**熊本県公告第599号**

県営鹿本北部2期地区（年の原工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。  
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成22年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成22年11月4日から  
平成22年12月2日まで
- 2 縦覧の場所 山鹿市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地等明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第600号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成22年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の改良	阿蘇やまなみ2期 (波野工区) (阿蘇市)	平成19年12月27日	平成20年2月27日	熊本県
農業用道路	阿蘇やまなみ2期 (横道工区) (阿蘇市)	平成20年9月30日	平成21年3月21日	熊本県
農業用道路	阿蘇やまなみ2期 (小園工区) (阿蘇市)	平成21年10月1日	平成22年5月31日	熊本県
農業用道路	阿蘇やまなみ2期 (東村工区) (産山村)	平成21年12月25日	平成22年6月30日	熊本県

**熊本県公告第601号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池字木崎原2448番2  
498.38平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字小池2460番地  
木村 力

**熊本県公告第602号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。  
平成22年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
人吉市瓦屋町字典子1711番5、同1712番10、同1713番1及び同1713番4  
4,981.58平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市水前寺三丁目8番1号  
株式会社 タケシタチェーン

**熊本県公告第603号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成22年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字佐土原167番1及び同168番3  
1,049.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市須屋1061番地  
後藤 洋子

**熊本県公告第604号**

県有財産を次のとおり売却する。  
平成22年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
所在 天草市牛深町字出ノ迫1161番2  
地目 宅地  
地積 674.28平方メートル  
最低売却価格 2,293,000円
- 2 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所  
平成22年12月17日(金)午後1時30分  
天草市牛深町2286-103  
天草市役所牛深支所 2階第1会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。  
(1) 提出方法 持参又は郵送による。  
(2) 提出期限 平成22年12月10日(金)午後5時  
(郵送の場合は提出期限までに必着)  
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限  
平成22年12月28日(火)午後5時
- 9 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他  
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内  
(2) 契約締結場所 別途指定する。  
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。  
(4) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

**熊本県公告第605号**

熊本市に事務所を置く池上土地改良区理事長村田昭から平成22年9月24日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年10月26日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。  
平成22年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**登載依頼**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年11月2日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

**熊本県人事委員会規則第27号**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表市町村の表長洲町の項中

町長部局	本庁（会計課を含む。） 保育所	会計管理者 課長 総務課審議員 総務課課長補佐 所長	を
------	--------------------	----------------------------------	---

町長部局	本庁（会計室を含む。） 保育所	会計管理者 課長 室長 総務課審議員 総務課課長補佐 所長	に改め、
------	--------------------	-------------------------------------	------

同表南阿蘇村の項中

教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 課長 校長 教頭 校長 教頭	を
-------	-------------------	--------------------------	---

教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 局長 審議員 校長 教頭 校長 教頭	に改め、
-------	-------------------	------------------------------	------

同表あさぎり町の項中

町長部局	本庁（会計課を含む。） 支所 保育所 救護施設	会計管理者 課長 審議員 課長補佐 支所長 所長 施設長	を
------	----------------------------------	---------------------------------------	---

町長部局	本庁（会計課を含む。） 支所 救護施設	会計管理者 課長 審議員 課長補佐 支所長 施設長	に改める。
------	---------------------------	---------------------------------	-------

別表一部事務組合の表菊池環境保全組合の項職名の欄中「課長」を「課長 総務課課長補佐 総務係長 総務係の参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月2日

熊本県教育委員会委員長 古 庄 文 子

**熊本県教育委員会規則第14号**

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則（昭和 4 1 年 3 月 1 2 日熊本県教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 3 条関係）中

熊本県立熊本養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部				を
	江津湖療育園分教室		中学部				
			高等部	本 科	普 通	3 年	

熊本県立熊本養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部				に、
	江津湖療育医療センター分教室		中学部				
			高等部	本 科	普 通	3 年	
	高等部 東 町分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	普 通	3 年	

熊本県立松橋西養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部				を
			中学部				
			高等部	本 科	普 通	3 年	

熊本県立松橋西養護学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部				に、
			中学部				
			高等部	本 科	普 通	3 年	
	高等部 上益城分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	普 通	3 年	

熊本県立芦北養護学校	本 校	肢体不自由者に対する教育	小学部				を
			中学部				
			高等部	本 科	普 通	3 年	

熊本県立芦北養護学校	本 校	肢体不自由者に対する教育	小学部				に改め
			中学部				
			高等部	本 科	普 通	3 年	
	高等部 佐 敷分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	普 通	3 年	

る。  
 附 則  
 この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。